

あいちゼロカーボン推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「あいちゼロカーボン推進協議会」(以下、「当会」という)とする。

(目的)

第2条 当会は、我が国の成長戦略及び地域循環共生圏の考え方を踏まえながら、産業・学術・行政のコラボレーションとイノベーションの喚起に取り組むことによって、ゼロカーボン社会の実現を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)ゼロカーボン時代の新たな社会像の提案、その実現に向けた制度や政策の提案
- (2)ゼロカーボンを進める先端技術の研究開発とその社会実装、ビジネス化の推進
- (3)企業活動のゼロカーボン化、製品のライフサイクルを通じたゼロカーボン化の推進
- (4)ゼロカーボンの実現に向けた総合的なまちづくりの提案・推進
- (5)ゼロカーボンの実現に向けた、企業や自治体、大学、市民による取組機運の醸成
- (6)ゼロカーボン推進の担い手となる人材の育成
- (7)ゼロカーボン推進に関する情報の発信及び国際交流
- (8)ゼロカーボン推進に資する取組のグローバルな展開に対する支援
- (9)その他、ゼロカーボンの推進に関する活動

第2章 会員

(会員)

第4条 当会の会員は、一般会員、特別会員とする。

- (1)一般会員は、当会の目的に資する企業及び団体とする。
- (2)特別会員は、国、自治体、大学、公設研究機関、学識経験者とする。

(資格)

第5条 当会の入会資格は、別途定める。

(入会)

第 6 条 当会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(退会)

第 7 条 会員が退会しようとするときは、その旨を記した書面を以て会長に提出しなければならない。

2 会員が第 5 条に定める会員資格を満たさないこととなった時は退会したものとみなす。

(会費等の不返還)

第 8 条 既納の会費、入会金及びその他拠出金品はこれを返還しない。

第 3 章 役員、顧問

(役員)

第 9 条 当会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	5 名以内
理 事	20 名以内
監 事	1～2 名

(理事及び監事の選任)

第 10 条 理事及び監事は会員(法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ)の中から総会で選任する。

2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長・副会長の選任)

第 11 条 会長は理事の互選により選任する。

2 副会長は、理事の中から会長の指名により選任する。

(職務)

第 12 条 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は当会を代表し、業務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

4 監事は、会計及び会務運営を監査する。

(任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお引き続き、その職務を行う。
- 4 役員がその所属する機関内での人事異動によりその職責から外れ、当会の役員を務めることができなくなった場合は、その機関から申し出のあった後任者を新たな役員とする。
その任期は第 2 項の定めるところによる。

(顧問)

第 14 条 当会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は、国機関、地方自治体、学識経験者等の中から、顧問を指名することができる。
- 3 顧問は、当会の運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ総会及び理事会等において、意見を述べるができる。
- 4 第 13 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

第 4 章 総会及び理事会

(設置)

第 15 条 当会に総会及び理事会を置く。

(総会)

第 16 条 総会は会員で構成し、当会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 総会は毎年 1 回開催する。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は会長がこれにあたる。
- 5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面で表決し、又は、代理人に表決を委任することができる。
- 8 前項の規定により、書面で表決し、又は表決を委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(理事会)

- 第 17 条 理事会は、理事で構成し、総会の委任を受けて当会の業務の執行に関する事項を決定する。
- 2 理事会は毎年 1 回以上開催する。
 - 3 理事会は会長が招集する。
 - 4 理事会の議長は会長がこれにあたる。議長は表決権を有さないものとする。
 - 5 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 第 11 条の規定により理事会において会長が選任されたとき、また会長の指名により副会長が選任されたとき、会長又は副会長となった理事の所属団体・企業は、会長又は副会長となった者とは別に理事を推薦することができる。本規定により別に理事を推薦した副会長は表決権を有さないものとする。
 - 7 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面で表決し、又は、代理人に表決を委任することができる。
 - 8 前項の規定により、書面で表決し、又は表決を委任した理事は理事会に出席したものとみなす。
 - 9 監事及び顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 運営委員会

(運営委員)

- 第 18 条 第 3 条に掲げる活動を円滑に推進するため、当会に運営委員を置く。
- 2 運営委員は、会長が指名する者をもってあてる。
 - 3 運営委員は、全体の活動計画及び収支予算計画書の作成のほか、当会活動の円滑な推進を図る。
 - 4 第 13 条の規定は、運営委員について準用する。

(運営委員会)

- 第 19 条 運営委員会は、ワーキンググループの事業を統括するとともに、総会及び理事会に付議すべき事項の審議を行う。
- 2 運営委員会に運営委員長を置く。
 - 3 運営委員長は 1 名とし、運営委員会にて互選する。
 - 4 運営委員会は運営委員長が招集する。
 - 5 運営委員会の議長は運営委員長がこれにあたる。
 - 6 運営委員長は、必要に応じて運営委員会に運営委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第 20 条 運営委員長は、必要に応じワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、その目的とする事項に関して事業計画及び予算を企画・立案し、事業を推進する。
- 3 ワーキンググループには、活動を統括するグループリーダーを置き、運営委員長が指名する。
- 4 運営委員長は、ワーキンググループの活動に関する情報共有・意見交換等を図るため、ワーキンググループ連絡会を開催することができる。
- 5 ワーキンググループ連絡会の構成員は、運営委員長が指名する。
- 6 運営委員長は、必要に応じワーキンググループの活動内容等に対する助言を行うことができる。

第 6 章 会計

(経費)

第 21 条 当会の運営に関する経費は、会費、入会金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会員の会費及び入会金等については、会費等規則を別途定める。

(予算及び決算)

第 22 条 当会の予算及び決算は、総会の承認を受けなければならない。

(会計期間)

第 23 条 当会の会計期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 24 条 当会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 25 条 この規約の変更は、総会で決定する。

(解散)

第 26 条 当会は、第 2 条の目的を達成したときに、総会の議決により解散するものとする。

第 26 条の 2 当会が清算する場合において有する残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補則

(その他)

第27条 この規約に定める事項のほか、当会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(附則)

1. この規約は、令和3年4月22日から施行する。
2. 当会の最初の活動計画、収支予算及び会計期間は、第23条の規定にかかわらず令和3年4月22日から令和4年3月31日までとする。
3. 当会の設立当初の役員、顧問及び運営委員の任期は、第13条第1項、第14条第4項及び第18条第4項の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。
4. 当会の設立当初の会長は、第11条第1項にかかわらず、理事の選任に合わせて総会にて承認する。

(附則)

1. この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

1. この規約は、令和6年6月11日から施行する。